

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日時 令和元年9月13日（金）  
開会 午前9時  
閉会 午前9時45分
- 3 場所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）須藤智子、（副委員長）鬼頭博和  
（委員）片岡健一郎、堀 巖、梶谷規子  
梅村均議長、関戸郁文副議長、木村冬樹議員
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

（1）財務常任委員会での監査委員の質疑について

須藤委員長：この件については、一昨年に本会議中に堀議員が質問、監査委員で質問した時に、副市長から監査委員から質問しても良いのかということ投げかけられて、それをどうするか、議長に預けた。その後、何も議長から取り計らいがなくて、現状まで来ている状況である。

梶谷委員：その前がある。堀議員の前が私であったが。

須藤委員長：前からあった。

梶谷委員：私の時に、本会議中に、黒川議長（当時）が、私が発言した後、「梶谷議員は監査委員なので発言に注意してください。」という注意を受けた。わかりましたということで、監査委員でも、決算監査は数字一つひとつをチェックするとか、財務常任委員会での審査の中では、監査委員として知り得た情報を基に審査していくことは絶対だめだということ言われているが、政策的なところで来年度の予算に生かしていくような発言は良とするということで、これまでも、私の時から注意を受けながらそういう話になっていたと思うが、今さらまた何でと思っている。

堀委員：同意見である。

須藤委員長：去年、決めていない。副市長に何も答えていない。

堀委員：梶谷委員の言う通りで、何回も議運とか話し合っている。去年の黒川議員（昨年度議長）の発言は、まさに、今言ったように、監査委員の知り得た秘密云々かんぬんではないからそのまま続けるということで進行している。決着はついている話である。

須藤委員長：決着していない。

堀委員：決着していないと言っているのは誰か。

須藤委員長：私である。

堀委員：そんなことで呼び出されて非常に迷惑である。

片岡委員：今の話を聞くと、どういう経緯があったのかは知らないが、言った言わないの世界になっている気がする。それがどこに書いてありますかという話になるが。

堀委員：その時の議事録ひっくり返せばわかると思うが。

須藤委員長：いつ開いたの、議運は。

梅村議長：私が議運の委員長で平成27年の8月、まさに決算監査入る前に1回やっている。

須藤委員長：27年。

梅村議長：はい。その後もやっている。

堀委員：協議会でもやっているはずだが。

須藤委員長：協議会で取り扱ったのは、議会選出の監査委員を出すか出さないかではないか。

堀委員：その話もした。

梅村議長：私の時（議会運営委員会委員長）は、議会選出の監査委員による決算に関する議案の取扱いという表題で加わるかどうかという議論、過去に遡ると、平成25年・26年決算特別委員会はまだ設置して審査していたが、これを議員全員で構成しようとなって、決算特別委員会を開催した。平成25年・26年を確認したところ、委員には選ばれていない、12名で構成されていて、議長と監査委員2名が加わっていなかった、その平成25年・26年は。平成27年から財務常任委員会ということで、予算を全部ひっくるめた委員会にしたときに、その時に決算のところはどうしようという話合いをしたのが、さっき私が言った議運である。その時は、質疑に加わって、新も旧も、即ち前年度も今年度も加わって、採決に今年度は加わらないという決めごとがなされた。

榎谷委員：採決はそうである。

梅村議長：流れで、その後ももう一回確認をしている、議運で議論している。

他の自治体はどうだという資料が出されて、1回、確かに議論している。

須藤委員長：質問は良いということか。

梅村議長：ただ、出ている中の意見で、宮川議員は、どちらかというと提出者でもあるから、そういった要素もあるから控えたほうが良い、守秘義務のことがあるから控えるところは控えましょうということも言われながら決まってきているところである。

須藤委員長：監査委員は7月にすごく監査する、9月の議会のために。

榊谷委員：決算監査、それはしている。

須藤委員長：それで、知り得ている、こういうことが出るということは。それに、昨日質問されたのは、表現的なことを言われた。文書の表現を。

木村議員：議会になってから、初めて成果報告書を私も他の議員と同じように受け取った。成果報告書は決算監査のときは出ていない。

須藤委員長：その後に出ていないか。

木村議員：出ていない。

榊谷委員：皆さんと一緒のときにしか出てこない。

木村議員：須藤さんはもらったかもしれない、去年の監査委員の時に。私はもらっていないし、だから、知り得た情報を聞いているわけではなくて、この議会になってからのところの質疑にしているつもりである。それは注意を払っている。

須藤委員長：私はそれを聞いて、表現の仕方がおかしいのではないかと聞いて、成果報告書は、7月には議員へ決算前にこういうふうに出すと思うが。

木村議員：須藤議員だけが見せてもらったかもしれないが、私はもらっていない。皆さんと同じ時にしか、成果報告書はもらっていない。原案も案も何も見せてもらっていない。

行政課長：事務的な話だけさせていただく。木村議員がおっしゃられるように、こちら各課に校正などに時間を要して議会開会ぎりぎりにはできていないのが実情である。監査の時に整理されているものではない。

須藤委員長：成果報告書は整備されていない。各課の。

行政課長：それは作業中だと思う。

須藤委員長：この表現を、去年こう言われたからこういうふうに変えますとか、そういうふうに言われました。

木村議員：成果報告書に関して、決算監査の時に、このようにさせていただきますということは一切言われていない。数字を説明されて、それについて20分くらい質問時間があって、政策的なことや、施策・事業について聞くが、その場では答えられない。執行機関も準備ができていないので、だから私は、そういうことであつたら、本会議は控えたが、控える必要はなかったかなあと思っているが、これまでの経過も含めて質疑しなかったが、委員会は新たな情報について聞きたいことがあれば聞くのが議員の責務だと思っている。

堀委員：監査委員のときに、監査委員に関する研修を自己研修として聞きに行ったり勉強したりした。そのことを、議運や協議会で言ったし、考え方

として、議員としての立場と監査委員としての立場は、倫理として使い分けてやれば良い話であって、議員としての責務を制限するものではないという、そういう研修を受けてきた。それも皆さんに報告したと思うし、それで話がついているのを何回も何回も、副市長があのように言ったから、それが正しいとあって、蒸し返すことはやめてほしいと思う。

須藤委員長：私は、そうすると、議員としての立場であれば、議会選出の監査委員を選出しなければ良いと考える。

堀委員：それはこの場では話は投げていない。違う次元の話である。

梅村議長：もちろん、先々はそういう話合いをしなければいけないのかもしれないが。

須藤委員長：議会基本条例推進協議会では議選の監査委員を出すということで決まった。決まったが。

堀委員：監査委員が質問することで、他の議員が質問できないような迷惑になっているというならわかるが、現状そうではない。

片岡委員：そもそも議会から監査委員を出す決まったこと、議会から選出するという理由は何か。議会から監査委員を選出するという理由。

木村議員：その時の話し合いだと、代表監査委員というのは、会計の専門家なので会計上のことをチェックする。議選の監査委員はどちらかということ、経年的に見て、その事業がどうなるかとか、施策をこうすべきだとか、こういうようなことを監査する役割だということを確認した。

堀委員：もともと地方自治法が施行したときに、そういう主旨でもって決まっていた。それが外れたというのは、国はあたかも議選の監査委員が必要ないから外したわけではない。それは自治体で決めなさいというだけの話である。

木村議員：大阪市では5人程監査委員がいて、全員を外部の人たちをお願いしている。

片岡委員：木村議員が言われたように、施策的なところを監査する性質が強いとなると、そこでも聞けるわけですね。監査の施策的な事、成果報告書はないでしょうけども、即ち、同じようなことが財務でも聞けるということで間違いはないか。

堀委員：間違いはないが、監査の時間にそれが出来るか、出来ない。やってみるとわかることであるが。

片岡委員：監査委員をやったことがないので聞いているのであるが、施策的な事の質疑が出来ないのであるならば、求められていることができないということを言われているので。

木村議員：本来ならば、私は決算監査の時にもっと答えてもらえると思った。いつもの議会と同じように、委員会と同じように、答えてくれると思った。実際はそうではない、会計上のことしか準備されていない。そういう岩倉市全体の問題があると思う。

片岡委員：そうすると、今の話、議員だけの問題ではなく執行機関側が回答出来ないことが問題かもしれないので、そこが、もし答えられるようになるなら、財務常任委員会での質問はなくなるかもしれない。

堀委員：それは監査全体の仕組みの話で、そんな短い時間で監査は出来ない、1時間足らずでは出来ない。

片岡委員：執行機関との調整もいるし、いるということですね。

梅村議長：財務常任委員会を4日間設定しているが、監査委員の監査日数というのは何日くらいでやられるのか。

須藤委員長：15日くらいあった、決算は。

木村議員：10日くらい、1日に4回くらいやるので、それが1時間半くらいずつ仕切られている。だいたい説明が長いところで1時間くらいかかる。

堀委員：説明が長い。

木村議員：30分くらいで代表監査委員が会計上のことを聞いたりするが、私は政策的なところでいろいろ聞いたが、答えが返ってこない、そこで。まあそうですかという感じで。

鬼頭委員：基本は財務常任委員会の後に、複数の方から、発言をもう少し抑えた方が良いという指摘があった。

梅村議長：抑えているとは思っていて、昨日の最後の最後、徴税費のところで、ここで少し、印象があるのか。

片岡委員：人によっては良いと思うし、人によってはもっと抑えるべきだと思うし、見解の相違があるということはなぜかということ、文書で決まっていなから、ああやって言ったじゃないかとか、人によって取り方が違うし、その辺りをきちんとルールとして、良いのは良い、私はどっちでも良いと思う。悪いなら悪い、それは決めてほしい。議会として決めた方が良いと思う。

須藤委員長：それを決めるには全員の意見を聞かなくてはいけないから、この場では決められないから、議会基本条例推進協議会に諮ってやらないといけない。

片岡委員：みなさんの意見を集約して、一つの方向を決めたほうが、絶対、今後も良いと思う。

堀委員：とりあえず、これまでも諮ってきた。

梅村議長：だけど、たまたま、徴税費のところがあって、各自治体、監査のやり方とか決算のやり方が違うから、それぞれの自治体がやり方を決めていかなければいけないが、所属するかどうか、採決に加わるかどうか、決めていかなければいけないが、気にしなければいけないのは、守秘義務をどうとるかによっても、これも違うんですけど、最終的に、決算を執行機関と監査委員が監査する時の信頼関係の問題だと思う。議選の監査委員は、財務常任委員会でたくさん質疑してしまうと、執行機関が監査の時に控えてしまわないかという危惧があって、監査機能がしっかり果たせなくなるという不安もあるので、執行機関が大丈夫とっていてくれればどんどん質疑は良いと思う。

堀委員：執行機関の了見はそんな狭くない。情報公開が基礎である。そんなことで隠したりはしない。

梅村議長：ないですかね。

梶谷委員：議長がそう思うということは、堀委員が思っている執行機関と議長が思う執行機関とで違うということか。

行政課長：むしろ準備出来ていなくてという方が大きい。

行政課長：守秘義務、監査委員の秘密、それをどう捉えるかわからないが、それがどこまで影響を及ぼすのかが、そこだと思います。

梅村議長：狭義に守秘義務は、小さく捉えれば議員が発言してもそんなにひっかかることはないし、いろいろ読むと判例がないから、ひっかかるかどうかの基準はない、世の中にならぬ状況なので、だからこそ信頼関係さえ損ねなければ、ある程度発言をされても良いのではないか。

堀委員：監査で、公式ではなくて、なんかこうあるじゃないですか、話の中で、そういうことをしゃべったりするのはルール違反である。出てきた資料で情報公開すれば、取り寄せるようなデータを議会で言ったって、それは別に守秘義務には当たらない。

梶谷委員：徴税費の発言でって言われるけど、徴税費の発言は、監査が終わってからの誤送付のこと。決算監査が終わってから、誤送付のことがあったので、そこに関連して、あんな発言で、全然監査と関係ないと思うが。

梅村議長：もちろんその通りで、中身のことを言っているのではなく、信頼関係、心象だけのことだが。

須藤委員長：政策的なこと、文書のこと。

木村議員：文書のこと、固定資産税の誤りがあった年なのに、こういう課税誤りをしないように市民サービスが向上出来たみたいなことが書いてあったので、この表現は違和感があるという意味で言った。ただ、答弁は主

語が違うから、この問題ではこういうふうにならぬと書いてあるわけだから、それはそれで納得したけど、ということ。各議員と同じで、成果報告書と決算証書類審査で、それで質疑をしているだけなので、監査委員が他の議員の質疑の邪魔になるようなことをやってはいけないと思っている。それは注意するが、今までの決まりで、参加して質疑はオッケー、採決は退席とのルールだったので、節度を持ってやれば良いのではないか。節度を逸していたと言われればそうかと思うが。

堀委員：逸していないと思う。

木村議員：各議員で受け止め方は違うので。

堀委員：監査委員以外の議員が質問したくて、同じような質問したくて、監査委員が出しゃばって、私が質問できなかつたという意見などない。

梅村議長：そのへんは配慮されているとわかります。

須藤委員長：この件につきましては各委員において温度差がある。だから議会基本条例推進協議会において、全議員で協議していただきたいと思えます。

木村議員：再協議するなら、それで良いんじゃないか。

榊谷委員：再協議を白紙からやるのではなくて。

片岡委員：もちろん経過も踏まえた上でのことである。

堀委員：経緯をまとめて。

須藤委員長：質疑が良いと決まったことは知らない。

榊谷委員：委員長が覚えていないのか。

議会事務局統括主査：議員間で温度差があるというところで、この問題が2年前の9月定例会の議案質疑のときにあつて、その後、議運で問題になつたので、平成29年11月15日に全国市議会議長会に全国的な流れはどうですかということで、次の2点を伺つた。1つ目は、財務常任委員会、ほかに決算特別委員会での、議選監査委員の就任の是非について。2つ目に、採決時における議員の除斥について。1つ目の回答は、全国的な流れで、これといった正しい回答は無いが、地方自治法上の法的根拠は無い、これは財務常任委員会への就任についてである。判断は各市議会によるところで、多くの市議会では申し合わせによる運用と思われる。ただし、議長会に対する問い合わせを聞いていると、議選監査委員を委員から外しているケースが多いのではないかという感じを受ける。財務常任委員会委員に就任したとして、それは法的にとがめられるわけではない。しかし、質疑に際して、監査委員として知り得た情報をもとに質疑するのは守秘義務違反になり得て、また場合によっては、情報漏洩にあたる可能性があるの

で質疑の際には十分に注意されたい。質疑内容に関して制約を明文化していないので、守秘義務を順守して質疑されている自治体もあると思われる。というのが1つ目の回答。2つ目の採決時の除斥については、岩倉の場合は、退席しているが、各市議会の申し合わせによってまちまちである。各市議会の申し合わせ、慣例で運用されている。なので、全国市議会議長会から、こういう方針を示すことはない。

堀委員：知り得た秘密が云云かんぬんという解釈については、通説としてこういうふうだとなっているから。

須藤委員長：知り得た秘密は、一人ひとり解釈が違ってくる。

堀委員：そこは違ってこない。

須藤委員長：なんで。

堀委員：定義として書いてある。

片岡委員：知り得た情報が何かというのは本人しかわからないわけと思うが。

木村議員：通説が法律のところに、この解釈としてはこういうことが知り得た情報として秘密にしなければいけないことだという事例があてはめられている、そこは注意して、具体的には言えないけれど。

梅村議長：平成28年に調査したところだと、二重の所属というのか、監査委員が決算関係の委員会に所属しているのは全国的にも3割程度で、大多数は所属していないという歴史はある。

須藤委員長：前、岩倉どうだったかな。

梅村委員：岩倉も平成26年までは所属していない

木村議員：特別委員会だったから、決算特別委員会として審査していた。

梅村議員：監査をした議員だからこそよくわかっていて、発言することで決算委員会が充実するという見方もあるし、一方で、あまりしゃべりすぎて執行機関が情報提供を控えるようになると、監査委員に迷惑かけるので、ということが述べてあった。私は実際に監査委員をやったことがないからわからないところもあるのだが。

片岡委員：そういう経緯で出るようになったのか。財務常任委員会に監査委員が参加するようになったのか。

梅村議長：一人でも多く意見を言ったほうが良い事業が出来るのではないかとということで、加わっているのではないかとというふうにはしている。ただ、守秘義務とか気を付けなければという話をしてやっていた。

堀委員：注意を受けた副市長からいろいろあったのは、監査の結果、監査結果報告書があがってきて、そのデータを元にしゃべった、それについて私は止めた、だから公になっているものについて、議員として質問したら、

それは監査で知り得た情報だから監査委員は質問できるのかという話だったので、だから全然見当違いだとその場で答えたが。

梅村議長：守秘義務を厳格に捉えるか、ざっくり捉えるかで、意見が分かれるかもしれない。

梶谷委員：監査委員だから発言に気を付けてくださいねということを本会議場で言われた。「はいわかりました。」と答えた。

梅村議長：執行機関に、議会がやり方を変えたということが伝わっていなかったというのがひとつはあった。

須藤委員長：そのことを、副市長から発言があって答弁しているか。

堀委員：している。黒川議長にも返している。

須藤委員長：本当か、知らないなあ。

堀委員：だから質問を続けられた。

木村議員：今の到達点は、さっき議長が言ったように、やるっていうことになっていて、質疑も、知り得た秘密に基づいたものでなければ良いし、率先して聞くのではなく、控えるようにというのがあるんだったら、続けさせてもらったらどうか。もし、それでもだめだと言うなら、改めて全議員の意見を聞いても良いけど。須藤委員長も去年監査委員をされて思わなかったか。決算監査で政策的な事を言った時に、なかなか返ってこない、議会の時みたいに。

須藤委員長：去年の文書見て、ここをこう変えたという。

木村議員：それはなかった、成果報告書については一切なかった。監査の資料の作り方をこう変えましたというところはあっただろうと思うが。

須藤委員長：水道が変わったから。

梶谷委員：須藤委員長がその時に読んでなくても、会派から議運での報告がなかったか。私は木村議員が当時の議運の委員であったから、議運でこういう話があったということで報告を受けた。監査委員が知り得た情報を発言...

須藤委員長：それは知っている。だけど、はっきり決まっていない。質問して良いということは決まったのか。

梅村議長：質問がだめだったら出席せず、そもそも外してもらった方が良い。

梅村議長：わだかまりが取れないなら、監査委員は決算委員会、決算の議案の時は外れるのか、もしくは、議選の監査委員を出すのをやめるのか、究極はそこにいつてしまう。監査委員を出すことの意味も、チェック機能としてはある程度必要だと思うので。

片岡委員：議会から監査委員を出している目的は、木村議員の話を聞いてい

ると、あまり達成できていないかというのがあるので、答えが返ってこない、それを当局とのこともあるのか。

木村議員：改善できるか、改善してほしい

片岡委員：それがもし達成できないなら、出している意味がないから、出さなくて良いと私は思う。

堀委員：全く出来ていないとは思わない。

梅村議長：監査委員のしかたを変えた方が良いのかも。

須藤委員長：その場で説明を受けて、質問するというのも難しいかもしれない。

梅村議長：成果報告書がないですもんね。

堀委員：何の支障もないのではないか。今の状況で。

梅村議長：そのとおりである。

堀委員：何か問題あるのか。

梅村議長：問題がありそうだがぐらいであって、出て来なければ良いなというぐらいであった。

須藤委員長：でも表現的な事は。

堀委員：そんなことないでしょ。監査委員が1から100まで成果報告書の1文1文まで、これで良いですかって責任もって出しているわけではない。

堀委員：議員の立場で気が付いたところを質疑して何の問題があるのか。

片岡委員：何を責任もって監査やっているか。

堀委員：監査委員の、議選の監査の役割は、最初に言ったとおり、議員としての経験を活かして数字だけではなくて政策的なことについて言及できる、例えば新しく始める指定管理者制度の監査であるとか、工事の監査であるなど、監査の種類はあるが、それにはやっぱり自分の経験、会計士という目ではなく一人の議員としての経験を言って気が付いたところにチェックを入れることが出来る。

片岡委員：それが議会選出の監査委員の役割というところと理解する。

堀委員：そのとおりである。

木村議員：議選の監査委員は、監査委員が提出されている議案にどこまで責任を持っているかを聞きたいのではないか。

片岡委員：そのとおりである。

堀委員：決算書は全部責任がある。

片岡委員：それが財務常任委員会の審査に出てきている。そうすると、自分の認めているものに対して突っ込むという構図、意見を聞くということが、監査のときに聞けたではないかと考えてしまうのだがどうか。

堀委員：100%出来ていれば、それはそのとおりである。

片岡委員：出来なかったことをやっているという感覚という解釈で良いか。

堀委員：そのとおりである。議員も少ない、議員26人いた時代の質疑と、15人では質問の量も減る。

片岡委員：理想としては、監査のところで全部聞ければ一番良いことに変わりはない。

片岡委員：新人だから見当違いな意見をぶつけてしまっているかもしれないが、すごく責任をもって全部オッケーだという感じで提出されているものと考えているから疑問に感じていた。

梅村議長：責任としては、相応にある。

片岡委員：何かあったら問われる、責任は重い。

梅村議長：監査委員も全部は見られないけれど、それなりに相応の責任はあるので、そのことを思いながらの質疑じゃないかなと考える。心象のことになってしまうので温度差ができてしまうが、監査をやったことがない議員からすると、監査委員からあまりたくさん質疑されると、これ監査ってやってないのか、やらないのかという疑問も感じてしまう。

片岡委員：そのように感じてしまうのは普通だと思う。

須藤委員長：書類は持って帰れるから、確認はできる。

片岡委員：いろんな事情があるわけか。

木村議員：しかし、決算監査の時に全員に渡されたことないでしょ。当日その場で置いてある。そこから見て、自分の経験と知識だけで聞いていくわけである。そこで答えが十分に返ってこない、だけど流れの中で監査委員だから代表監査委員が了承するなら了承という形が現実的だと思う。

須藤委員長：だから帰ってから見るしかない。じっくり、もし見るんだったら。

木村議員：質疑の時間はないし、それこそ議会でやるしかない。

梅村議長：信頼が損なわれない程度に、良いやり方を、議会としては充実した審査を目指していかなければいけないので。

木村議員：質疑の妨げになるようなことは絶対にしない。今後は、注意しながらやる。

堀委員：妨げとを感じるのであれば、その場で言えば良い。

榎谷委員：なんで急にこんなことになるのか。

議会事務局統括主査：決算監査の際の流れをお話しすると、昨年度において主に予算を費やしたものが注目されて、その質問がある、議会事務局でいくと、去年は議場システムを更新した。5年リースで2300万円要して

いる。単年で500万円くらいの支払いがある。議論はそこになるが、ただし、それが成果報告書には出てこなくて、成果報告書と決算監査がリンクしているかといったら、完全にはリンクしていない。それは監査委員として知り得た情報と成果報告書の情報がリンクしてくるかというかどうかというのが議会事務局としての感想である。

須藤委員長：この件につきましては。

片岡委員：議会から選出している理由があるわけで、それに応えられていない執行機関側からの回答において満足なものが得られないというのが問題だと思う。そこも議会として当局と話していくべき、来年の監査に向けて。

木村議員：事前に資料を提出してもらって、それこそヒアリングもして。

片岡委員：作り上げていくというのも一つだし、認識が違うので。

堀委員：他市の監査のやり方をもっと見て回った方が良いし、岩倉の今までのやり方がベストではないわけだから、そこら辺りの制度のあり方も含めて。

片岡委員：議員が変わっても同じ認識でできるように、私は文章化するのが一番良いのかなと思う。

堀委員：監査は本当にたいへんである。

片岡委員：いろんな可能性を考える。

須藤委員長：極論だが、そうなったら議選の監査委員はいらない。

片岡委員：それも含めていろんな可能性がある。

堀委員：監査委員事務局長は議選の監査委員は必要だと言っている。

須藤委員長：この件につきましてはどうするか、もう一度議会基本条例推進協議会において全議員で諮るか。

梅村議長：今日は議論を聞いただけだし。

堀委員：以前に議選の監査委員の必要性を議論したときも一人ひとりが意見を出し合ったはずだが。

須藤委員長：それは、サポーターの声によって、サポーターの声があったから。質疑のことまでは議論していない。

堀委員：質疑のことは言っていないけど、質疑のことも及んでいる。

木村議員：議長が言ったように、取り決めとして議選監査委員も財務常任委員会に参加する、採決の時には退席する、そういうことを決めたので、質疑もある程度は良いよという話で進んできたと思う。だから、きちんとルールを、何かやるなら、私が協議会で話しても良いけど、他の議員も今まで監査委員をやった人たちはよくわかると思う。

堀委員：どうして申し合わせ事項に追加しなかったのか。

議会事務局統括主査：明確に議運で決まっていないから。

片岡委員：ここで決めて、ここに記載できる。議会基本条例なのかこの場なのかかわからないが、私は書いた方が良いと感じている。

堀委員：賛成。

片岡委員：良い悪いではなく、仕組みの話だと思う。

木村議員：きちんと文章化して、これからのルールとしたい。

榊谷委員：須藤委員長が納得いかないのは、ここにいる議員以外にも、疑義を持っている人、だから全体でやらなければいけないと思っているのか。

片岡委員：意見は聞かないといけないと考える。

鬼頭委員：私の方（財務常任委員会委員長）に、何人かいらっしやったが、ちょっとやりすぎではないかという意見であった。

片岡委員：私も木村議員の話聞くまでは、なんでするのと思いました。思っている方がいると考える。

須藤委員長：私は宮川議員に副委員長に申し上げた。

堀委員：宮川議員は何と言われたか。

須藤委員長：宮川議員は政策的なことはだめ、やっぱり質問するのは。

堀委員：そのように言われたか。

木村議員：政策的な事ほど良いのではないかと思うが。

堀委員：それはどうか。宮川議員が言われたとは思えない。

木村議員：わだかまりを消すための議論も必要か、議論しましょう。

須藤委員長：全体で、今度の全員協議会が終わった後の議会基本条例推進協議会にて、20日であるが、そこで、全議員で議論してもらおうようお願いする。

木村議員：因みにであるが、細かいところまでのヒアリングはしていないが、何を質疑するかということは執行機関に一定伝えてある。

須藤委員長：木村議員は、税務のことは毎年聞かれている、それはわかっているけど、申合せに記載するという事。

各委員：そのとおりである。

須藤委員長：議会基本条例推進協議会にて全議員に諮って。ではそのように会長にお願いする。